

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-18)

施策目標		18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						担当部局名	海上保安庁			作成責任者名	総務部政務課長 一見 勝之			
施策目標の概要及び達成すべき目標		すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
94	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件	毎年度	海上テロをめぐる国際的な情勢は、船舶に対する爆発火災テロや石油ターミナルに対する連続自爆テロが発生するなど依然として厳しい状況にある。 一方我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラや旅客ターミナル、海水浴場等の多数集客施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止又は軽減することが可能である。 このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、警乗(※)、旅客ターミナルの警戒等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。 ※警乗・・・海上保安官が、旅客船等におけるテロ行為等を未然に防止し、旅客及び乗員の安全を確保することなどを目的として旅客船等へ乗船すること。				
95	要救助海難の救助率	95.2%	平成18年～平成22年の平均	95%	94%	96%	95%	96%	A-2	95%以上	毎年	海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率の向上が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。 また、平成23年度3月31日に閣議決定された第九次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保することが目標に掲げられている。				
96	ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数	0件	平成14年度	0件	1件	0件	0件	0件	A-2	0件	毎年度	ふくそう海域で発生した大規模海難(平成9年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成21年の関門海峡でのくらま号とCARINA STAR号の事故)の社会的影響の重大性に鑑みて、毎年度発生数0件を目標とする。 【社会資本整備重点計画第3章 海上交通の安全強化に関する指標】				
関8	航路標識の自立型電源導入率	82%	平成23年度	/	/	/	82%	84%	-	86%	平成28年度	航路標識要電源に停電の影響を受けない太陽光発電等を導入する割合 【社会資本整備重点計画第3章 災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標】 ※電源が必要な航路標識5,285基中の大電力を使用しない航路標識4,564基の率であり、大型灯台や海上交通センターといった導入が困難な航路標識を除く全ての基数となっている。				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度(百万円)	24年度(百万円)													
(1)	航路標識整備事業(昭和23年)	4,789 (4,218)	3,975 (3,963)	3,248		海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、電源の自立型電源化(太陽電池化)等)を行っている。					96 関8					
(2)	巡視船艇の整備に関する経費(昭和23年度)	29,784 (27,817)	41,874 (37,579)	25,213		海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、さらに、海洋権益を保全するため緊急に対応すべきものとして行う領海における警備体制の強化を図るため、大型巡視船の整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。 また、今般の東日本大震災対応の教訓を踏まえ、災害対応能力を向上させた巡視船艇の整備を行う。					94 95 96					

(3)	航空機の整備に関する経費 (昭和23年度)	0205	8,257 (8,068)	14,027 (13,943)	9,620	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。	94 95 96	
(4)	巡視船艇の運航に関する経費 (昭和23年度)	0206	26,662 (26,659)	29,923 (29,821)	24,240	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。	94 95 96	
(5)	航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)	0207	7,082 (6,880)	8,240 (8,192)	7,509	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。	94 95 96	
(6)	治安及び救難体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	0208	6,751 (6,714)	7,512 (7,327)	6,704	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。	94 95	
(7)	環境・防災体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	0210	98 (98)	96 (96)	101	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。	-	海上防災や海洋汚染防止といった業務は数値化が困難であり、定量的な評価はしていない。
(8)	海上保安官署施設整備に関する経費 (昭和23年度)	0212	1,590 (1,581)	3,924 (3,915)	466	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、高性能を図った新型の航空機を適正に維持するための格納庫の拡充や巡視船艇を安全に係留するための船艇基地浮桟橋等の施設整備を行っている。	94 95	
(9)	情報通信システムに関する経費 (昭和23年度)	0214	5,624 (5,488)	4,603 (4,395)	4,954	海上保安庁は、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、不審船事案、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが求められている。 これら質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うと共に、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送する等の対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っている。	94 95	
(10)	海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	0215	2,067 (2,045)	1,920 (1,900)	1,985	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びぶくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	96 関8	
(11)	海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	0216	917 (902)	844 (831)	1,253	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	海図の新刊、改版、及び補正の合計刊行回数600回 海底地殻変動観測点数22点

(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	0217	1,071 (928)	2,278 (2,277)	716	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	海底地形、地殻構造、領海基線等の調査海域数:29海域
(13) 海難審判に必要な経費	0200	32 (27)	32 (26)	32	海難審判法第2条に掲げる、海難について、理事官による海難発生時の調査から当該事件の申立て、審判官による海難審判の実施及び裁決、裁決結果により理事官が懲戒処分の実施を行う。	-	海難審判は発生した海難を調査し、懲戒することによって海難発生防止に寄与しているが、海難が定量的に発生するものではないため、成果目標等を示すことは困難である。